

令和6年能登半島地震 生活再建支援情報

要件や申請に必要な書類など、詳細はお問い合わせください。

災害に関する固定資産税などの特例措置

【問合先】税務課 ☎ 288-2123

令和6年能登半島地震により被災し、要件に該当する場合、申告により固定資産税などの特例の適用を受けることができます。

■被災住宅用地の特例

滅失・損壊した住宅の敷地である土地について、住宅用地として使用することができないと認められた場合、最長2年間、住宅が建設されていなくても住宅用地と同様の特例が適用されます。

※ほかの用途で使用の場合は対象となりません

【申告期限】 毎年1月31日

■被災代替家屋の特例

家屋が滅失・損壊し、被災家屋に代わるものと認められる家屋を取得、または被災家屋を改築[※]した場合、固定資産税・都市計画税のうち被災家屋の床面積相当分を4年間、2分の1に減額します。

※「改築」とは…被災した部分を取り壊し、補充部分を再構築(増築)することで、修理は含みません

【取得・改築期間】 令和6年1月1日から令和11年3月31日まで

【申告期限】 取得・改築した翌年の1月31日

■被災代替償却資産の特例

償却資産が滅失・損壊し、被災資産に代わるものと認められる資産を取得、または被災償却資産を改良した場合、固定資産税の課税標準額を4年間、2分の1に軽減します。

【取得・改良期間】 令和6年1月1日から令和11年3月31日まで

【申告期限】 取得・改良を行った翌年の1月31日

災害支援金

(10月24日～11月27日申出確定分)

皆さまのご支援・ご協力ありがとうございます

個人

匿名5人

災害支援寄附金を受け付けています

災害支援寄附金 問合先 商工観光課 ☎ 288-6120

全て町の災害復旧事業や今後の防災対策に充てられます。

対象サイト ふるさとチョイス、さとふる、楽天

※災害支援寄附の場合、返礼品はお送りしておりません

※町内居住でも寄附できます

防災行政無線が聞き取りにくいときに

防災行政無線テレフォンガイド ☎ 076-289-3150

地震などの緊急時や各種警報の発令時に、防災行政無線の屋外スピーカーから町内全域に情報を放送していますが、同じ内容を電話で確認することができます。

混み合っている場合は、しばらくたってからおかけ直しください。



ポンプの故障が頻発しています

下水道に異物を流さないで

【問合先】上下水道課 ☎ 288-6238

下水道管の中に異物が詰まり、マンホール内のポンプが停止する事故が多発しています。

ポンプが故障すると、路上に汚水が溢れたり、家庭からの排水が流れなくなることがあります。さらに、現在進めている災害復旧工事に支障をきたすとともに、高額の修理費がかかります。規定外の廃水・異物は絶対に流さないでください。

下水道に流してはいけないもの

- ・ラードや天ぷら油などの油脂類、食べ物の残りかす
- ・紙おむつや生理用品など水に溶けないもの
- ・タオルなどの布類、ビニール類、毛髪

布や生理用品が詰まったポンプ ▶



下水道災害復旧工事にご協力ください

令和6年能登半島地震で被災した下水道の災害復旧工事を進めており、交通規制や騒音が発生することがあります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。